

24 健康・医療／ひきこもり相談

問 国保・年金課(市庁舎2階／☎214-2651)

■特定健康診査を受けましょう →19ページを参照

問 福祉医療課(市庁舎1階／☎214-2128)

■ぎふ・すこやか健診を受けましょう

後期高齢者医療制度の加入者が対象です。

◆期間 9月～11月末 ◆場所 市内の実施医療機関

◆受診方法 8月下旬ごろにお送りする受診券と保険証を提示

◆自己負担金 500円

■ぎふ・さわやか口腔健診を受けましょう

後期高齢者医療制度の加入者が対象です。在宅で歯科健診を受診できる場合もあります。

◆期間 9月～1月末 ◆場所 市内の実施医療機関

◆受診方法 8月下旬ごろにお送りする受診券と保険証を提示

◆自己負担金 300円

問 保健所健康増進課(都通2-19／☎252-7193)
中保健センター(徹明通2-18柳ヶ瀬グラッスル35
3階／☎214-6630)
南保健センター(茜部菱野1-75-2／☎271-8010)
北保健センター(長良東2-140／☎232-7681)

■がん検診を受けましょう

検診名	対象者	自己負担金
肺がん・結核検診 (胸部X線検査)	40歳以上	無料
肺がん検診(かく たん細胞診検査)	50歳以上※1	500円
胃がん検診 (胃部X線検査)	50歳以上	1,500円
胃がん検診 (胃内視鏡検査)		4,000円
大腸がん検診	40歳以上	400円
乳がん検診	40歳以上の女性	1,500円
子宮がん検診	20歳以上の女性	子宮頸部:2,000円 子宮頸部+体部:3,000円

※1 胸部X線検査受診者のうち、喫煙指数(1日平均喫煙本数×喫煙年数)600以上で3日間連続してたんが出る人

◎胃がん検診の胃部X線検査と胃内視鏡検査は重複受診できません。
◎日程、会場などは市ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

■節目歯科健康診査を受けましょう

◆対象者 平成9年・4年・昭和62年・57年・52年・47年・42年・37年・32年・27年生まれの人 ◆自己負担金 600円

■健康相談

出張健康相談もありますので、お近くの保健センターへお問い合わせください。

問 保健所健康増進課(都通2-19／☎252-7193)

■受動喫煙対策についての相談窓口

喫煙専用室等の基準など健康増進法における受動喫煙対策に関する相談をお受けします。

問 保健所感染症対策課(都通2-19／☎252-7187)

■エイズに関する検査・相談

検査は匿名で受けられます。予約は保健所感染症対策課へ。相談したい人は、保健所感染症対策課または各保健センターへお問い合わせください。◆検査日 第1・3月曜日の午後1時20分～3時、第1月曜日の午後5時～6時

問 保健所感染症対策課(都通2-19／☎252-0393)

■新型コロナウイルス感染症に関する相談

相談は受診・相談センター(平日の午前9時～午後5時は☎252-0393、平日の午後5時～翌午前9時・土日祝日の終日は☎272-8860)へお問い合わせください。

問 保健所新型コロナウイルスワクチン接種対策課(都通2-19／☎252-0580)

■新型コロナウイルスワクチン接種の相談

岐阜市ワクチンコールセンター☎252-0580、FAX252-0639(毎日午前8時45分～午後5時30分)へお問い合わせください。

問 保健所地域保健課(都通2-19／☎252-7191)

■医師による精神保健相談

月に1回、精神科医がこころの相談をお受けします。保健所地域保健課へ事前にお申し込みください。

■小児慢性特定疾病児童などに対する医療費を助成
対象となる疾病に対する医療費などの一部を助成します。

■難病患者に対する医療費などを助成

国が定める疾病(指定難病)に対する医療費を助成します。

■臓器提供の意思表示をしましょう

臓器提供の意思表示に関する質問や相談をお受けします。

■骨髄バンクにご登録ください

18～54歳の健康な人を対象。あかなべ献血ルーム(岐阜県赤十字血液センター内／☎272-6911)、岐阜献血ルーム アクティブG(橋本町1-10-1 アクティブG 2階／☎264-2122)で登録できます。

問 保健所保健医療課(都通2-19／☎252-7197)

■献血にご協力ください

献血場所	受付日時
あかなべ献血ルーム 茜部中島2-10岐阜県赤十字血液センター内・☎272-6911	午前8時30分～正午 午後1時～4時30分 ※毎週日曜日は休み
岐阜献血ルーム アクティブG 橋本町1-10-1 アクティブG 2階・☎264-2122	【全血】午前10時30分～午後 0時45分・午後2時～6時 【成分】午前10時30分～正午・ 午後2時～5時30分 ※年末年始は休み

■AEDを市内で開催されるイベントに貸し出し

自治会などの市民団体が開催するスポーツ大会などのイベント(おおむね10人以上が参加するもの)を対象に、AED(自動体外式除細動器)を無料で貸し出します。

■薬物相談窓口

薬物の依存などに関する相談を電話または直接お受けします。

■石綿(アスベスト)健康被害救済制度申請窓口

アスベストによる健康被害の救済給付申請・請求の受付や相談をお受けします。

問 ひきこもり相談室(市庁舎10階／☎214-3703／
✉hikikomori-soudan@city.gifu.jp)

■ひきこもり相談窓口

面談は予約制です。まずは電話やメールでご連絡ください。◆受付日時 平日の午前8時45分～午後5時30分

25 病院 問 岐阜市民病院(鹿島町7-1／☎251-1101代)

中核病院として、高度で先進的な医療の提供に努めています。

●診療科目 内科、糖尿病・内分泌内科、精神科、脳神経内科、呼吸器・腫瘍内科、消化器内科、血液内科、循環器内科、腎臓内科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科、臨床検査科、歯科、歯科口腔外科

◆外来診療(初診)受付時間 月～金曜日の午前8時～11時

◆外来休診日 土・日曜日、祝休日、年末年始

■日曜日・休日に急病になったら…

「岐阜市医師会 岐阜市薬剤師会 協力 休日急病センター」・
「岐阜市歯科医師会 岐阜県歯科衛生士会 協力 休日急病歯科センター」へ

診療場所	診療日	診療時間	受付時間
休日急病センター(内科・小児科) 鹿島町7-1(岐阜市民病院内) ☎253-7277	日曜日・祝休日・ 年末年始(12月31日 ～1月3日)	午前9時～午後1時、午後2時～6時、 午後7時～11時	各診療時間帯の 開始30分前から 終了30分前まで
休日急病歯科センター(歯科) 鹿島町7-1(岐阜市民病院内) ☎253-7337		午前9時～午後1時 午後2時～6時	

※健康保険証、福祉医療費受給者証、母子健康手帳、お薬手帳、医療費などをお持ちください。

※他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初診の人は、選定療養費として病院が定める額を自己負担していただきます(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

■お子さんが夜間に急病になったら…「岐阜市小児科医会等 協力 小児夜間急病センター」へ

◆所在地 鹿島町7-1(岐阜市民病院内) ☎251-1101代

◆診療時間 月～土曜日の午後7時30分～11時(受付は午後7時～10時30分)

※日曜日・祝休日・年末年始(12月31日～1月3日)は休日急病センター(小児科)で、
毎日午後11時～翌日午前8時は、市民病院小児科で受診できます。

・15歳以下のお子さんが対象です。・健康保険証、福祉医療費受給者証、母子健康手帳、お薬手帳、医療費などをお持ちください。
・他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初診の人は、選定療養費として病院が定める額を自己負担していただきます(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

■子ども医療電話相談

子どもの応急処置の方法や医療機関の受診について、電話で相談できます。

◆受付時間 月～金曜日は午後6時～翌日午前8時 土・日曜日・祝休日・
年末年始(12月29日～1月3日)は午前8時～翌日午前8時(24時間)

■夜間や休日に急病でお困りの時は…「救急安心センターぎふ」をご利用ください

急な病気やケガで病院に行くか救急車を呼びか迷ったら、電話相談窓口として看護師などからアドバイスを受けることができます。(24時間365日対応)

26 ご不幸・墓地

問 岐阜市斎苑(上加納山4717-4／☎245-0228)

■火葬手続き・火葬場の利用

市民課または各事務所へ死亡届(死亡診断書が必要)を提出し、受け取った死体(胎)火葬許可証を斎苑へ提出してください。

■斎苑の式場・待合室の利用 お問い合わせください。

■自宅で飼っていた動物の火葬

動物をダンボール箱など(120cm×70cm×45cm以内)に入れて斎苑で手続きをしてください。飼い主の住所が確認できるもの(運転免許証など)を持参してください。

●ドッグ ・半日人間ドッグ(午前8時30分～午後0時30分)
・PET-CT検診(火・水・木・金/約3時間) ・肝胆膵がんドッグ(月・水・金/約3時間) ※いずれも完全予約制

●その他 女性専用外来、セカンドオピニオン外来、緩和ケア外来、がん相談支援センター、認知症疾患医療センターなど

※他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちでない初再診の人は、選定療養費を自己負担していただきます(福祉医療費受給者証(子ども・ひとり親家庭など)をお持ちの人も自己負担していただきます)。

●携帯電話やプッシュホン回線の固定電話

→ #8000

●プッシュホン回線でない固定電話や公衆電話

→ ☎240-4199

●携帯電話やプッシュホン回線の固定電話

→ #7119

●プッシュホン回線でない固定電話や公衆電話

→ ☎265-0009

問 市民生活政策課(市庁舎9階／☎214-2176)

■市営墓地を使用している人で届出が必要な時

・墓地が不用になった時 ・住所・氏名を変更した時
・使用者が死亡した時 ・使用者を生前のうちに変更したい時
・墓地使用承認証を紛失した時 ・納骨する時(分骨の場合は不要)
・墓地内で工事(墓碑建立・名を刻むなど)を行う時

■埋蔵されている焼骨をほかへ移す時(改葬)

改葬許可申請書を市民生活政策課へ提出してください。